

山口県地域防災計画新旧対照表

目 次

頁

震災対策編	1
本編	25

山口県地域防災計画震災対策編修正（案）新旧対照表

現 行	修 正（案）
<p>【第1編 総則】 (追加)</p>	<p>第5章 大規模災害想定 <u>別紙1のとおり</u></p>
<p>【第2編 災害予防計画】</p> <p>第4章 地震に強い都市・農山漁村構造の形成</p> <p>基本的な考え方 県及び市町は、(略)、土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> — 市街地防災対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> — 防火、準防火地域の拡大対策 — 土地区画整理事業等の推進 — 市街地再開発事業等の推進 — 公共空地の確保 </div>	<p>基本的な考え方 県及び市町は、(略)、<u>市街地開発事業等</u>による市街地の面的な整備、(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> — 市街地防災対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> — 防火、準防火地域の拡大対策 — <u>市街地開発事業等の推進</u> — 公共空地の確保 </div>
<p>第5節 公園の整備</p> <p>2 一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄等防災機能を備えた防災公園として整備するよう努める。</p>	<p>2 <u>防災機能を確保するため、一定規模以上の公園については、防災資機材等の備蓄機能を備えた防災公園としての整備や、避難地や避難路となる緑地を整備するよう努める。</u></p>
<p>第6節 河川・海岸の整備</p> <p>河川・海岸の背後に形成された一般市街地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の耐震性の確保に努めるとともに、(略)</p>	<p>河川・海岸の背後に形成された一般市街地への浸水被害を防止するため、護岸や堤防、排水機場等の<u>適切な維持管理や、耐震性の確保</u>に努めるとともに、(略)</p>
<p>第7節 港湾・漁港の整備</p> <p>緊急物資の輸送、(略)、耐震強化岸壁の整備など必要な整備を進めること。</p>	<p>緊急物資の輸送、(略)、耐震強化岸壁の整備<u>及びその適切な維持管理などを進める。</u></p>

第8節 市街地防災対策の推進

1 防火、準防火地域の拡大対策

市街地における大規模火災を防止するため、防火地域の指定、(略)

2 土地区画整理事業等の推進

土地区画整理事業等による都市施設の先行整備等により、都市環境の安全性を確保する。

3 市街地再開発事業等の推進

既成市街地における住宅、建築物の耐震・不燃化、公共空地の確保を総合的に推進し、密集市街地の解消や防止を図る。

4 公共空地の確保 (略)

第6章 土砂・地盤災害の予防

第2節 地盤災害の予防

第2項 造成地の予防対策

1 災害危険度の高い地域

地すべり防止区域、(略)、都市計画法に基づき、原則として開発計画を認めない。

第8章 災害応急体制の整備

第1節 職員の体制

第1項 県

(追加)

第2節 防災関係機関相互の連携体制

第3項 応援機関の活動体制の整備

(追加)

第4項 災害対策本部における連携

1 防火、準防火地域の拡大対策

市街地における大規模火災を防止するため、防火、準防火地域等の指定、(略)

2 市街地開発事業等の推進

市街地開発事業等の実施や地区計画の策定等により、都市環境の安全性を確保する。

(削除)

3 公共空地の確保 (略)

1 災害危険度の高い地域

地すべり防止区域、(略)、開発許可制度の適切な運用等により、住宅の新規立地の抑制や、既存住宅の地区外への移転・誘導を図る。

7 業務継続計画（B C P）の策定等

県は、大規模災害が発生し、県庁が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（B C P）を策定し、市町においても市町自体が被災した場合に備えて業務継続計画（B C P）の作成をするよう助言する。

4 大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点の整理を行うとともに、高潮や津波被害を想定し、新たに内陸部に活動拠点を確保する。

1 救出・救助機関

大規模災害が発生した場合、(略)、迅速な意思決定等を支援する。

1 救出・救助機関

大規模災害が発生した場合、(略)、迅速な意思決定等を支援する。

また、県は、災害現場において、各部隊の現場責任者による現地活動連絡本部を設置し、関係機関が一元的に活動できるよう、情報の共有に努める。

第4節 海上保安部・署との連携体制

県は、(略)、海上保安部・署との間の連携体制を整備しておく。

県は、(略)、海上保安部・署との間の連携体制を整備しておく。また、県及び市町は、海上保安庁が洋上で救助した傷病者を迅速に医療機関まで搬送できるよう、消防等とヘリコプター離着陸場等を確保しておくとともに、大型巡回船からの救急搬送も想定し、消防防災ヘリ等による着船訓練の実施に努める。

第9章 避難予防対策

第2節 県のとるべき措置

2 市町を越えた避難場所の設置の必要が生じた場合の相互利用について、調整指導を行う。

2 大規模災害時に市町域を越えて避難する住民のための避難所(広域避難所)を確保するため、県立学校等の県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向けた訓練等を行うよう努める。また、市町の避難場所の相互利用について、調整指導を行う。

第4節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

3 公営住宅等の空家状況を常に把握し、(略)
(追加)

3 公営住宅及び民間賃貸住宅等の空家状況を常に把握し、(略)

4 民間賃貸住宅の災害時の活用については、業界団体との協定の締結に努める。

第10章 救助・救急、医療活動

第1節 救助・救急活動

第1項 県

4 定期的な連絡会議等の開催や連絡調整窓口の設置、共同の防災訓練を実施するなど、平常時からの防災関係機関との連絡体制を確立する。

5 新たな資機材を使用した訓練を実施するなど、救助技術の高度化を推進する。

(追加)

4 定期的な連絡会議等の開催や連絡調整窓口の設置、医療関係者も加え、共同で実践的な防災訓練を実施するなど、平常時からの防災関係機関との連絡体制を確立する。

5 都市型救助等の高度な救助技術訓練を実施するための体制の整備を推進する。

6 津波災害に備え、急流などにおける救助に有効な流水・洪水救助技

6 (略)
7 (略)
8 (略)
9 (略)

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立

1 県
(追加)

(追加)

4 県民 (略)

第15章 ボランティア活動の環境整備

第3節 ボランティアの登録

県ボランティアセンターは、(略)

術（ソフトウォーターレスキュー）の普及を図る。

7 (略)
8 (略)
9 (略)
10 (略)

1 県

- (1.7) 平時において、医療機関の協力を得ながら、DMA Tの増強を図るとともに、DMA T以外においても災害医療に精通した医療従事者の育成を図る。
- (1.8) 災害時にDMA Tが迅速に出動できるよう、平時から、県と各DMA T指定病院において、災害時の連絡窓口、指揮系統を確立する。
- (1.9) 医師ができるだけ治療に専念できるよう、救急救命士等の消防職員等に対し、DMA Tに準じた災害医療に係る知識等の習得と連携活動システムを構築する。

4 災害拠点病院

- (1) 県内や全国各地から参考するDMA T等の活動拠点としての機能が十分発揮できるよう、医療関係機関相互の連絡体制を整備する。
- (2) 災害急性期における機能の充実を図るため、通信設備や応急資機材を整備する。
- (3) 大規模災害時の医療救護活動の長期化に対応できるよう、県や市町、関係団体と連携した食料、水、燃料等のライフラインを維持する体制を整備する。

5 県民 (略)

県及び市町ボランティアセンターは、(略)

第4節 ボランティア支援体制の整備

第1項 ボランティア活動支援マニュアルの作成

県は、(略)、ボランティア活動支援のためのマニュアル等を作成する。

県及び県ボランティアセンターは、災害時におけるボランティア活動が、円滑かつ効率的に行えるよう、大規模災害時や市町ボランティアセンターが被災した場合も想定しつつ、広域的な支援体制の整備を含めたボランティア活動支援のためのガイドライン等を作成する。

第2項 支援体制の確立

県及び市町は、(略)、必要な連携体制等について検討を行う。

県及び県ボランティアセンターは、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合に備え、あらかじめ、適当なブロックごとに、ボランティア活動のコーディネートの支援拠点となる広域支援センターを定めるなど、必要な連携体制等について検討を行う。

第5節 ボランティアセンターの体制強化

県及び市町は、(略)、その支援に努める。

県及び市町は、(略)、その支援に努める。

また、県ボランティアセンターは、県内のボランティアセンターのみによる対応が困難な大規模災害等に備え、近隣県のボランティアセンター等との相互支援ネットワークの形成に努める。

【第3編 災害応急対策計画】

第1章 応急活動計画

第1節 県の活動体制

第5項 班の編成及び掌握事務

部	班	担当課	部の所掌事務
総務部	本部室	防災危機管理課	<p>1 県防災会議関係機関との連絡に関すること。</p> <p>2 各部の災害対策の連絡調整に関すること。</p> <p>3 本部員会議に関すること。</p> <p>4 地方本部との連絡調整に関すること。</p> <p>5 地域行政連絡協議会の調整連絡に関すること。</p> <p>6 気象に関する情報の収集に関すること。</p> <p>7 防災行政無線（地上系・衛星系）の確保、管理運営に関するこ と。</p> <p>8 市町の異常情報、報告事項の取りまとめに関するこ と。</p> <p>9 各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関するこ と。</p> <p>10 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の所管事項に係る被害状況、応急対策その他の情報の収集に関するこ と。</p> <p>11 応援要求の調整に関するこ と。</p> <p>12 自衛隊の災害派遣要請に関するこ と。</p> <p>13 危険物、高圧ガスの保安対策に関するこ と。</p> <p>14 消防応援の調整に関するこ と。</p> <p>15 内閣府、消防庁等に対する災害報告に関するこ と。</p> <p>16 政府、国会等の災害視察者の対応に関するこ と。</p> <p>17 庁内電話の管理に関するこ と。</p> <p>18 災害ボランティアの育成等に関するこ と。</p> <p>19 その他災害対策に関する事務で他部に属さない事項。</p>
職員	人事課 給与厚生課		<p>20 職員の非常勤員に関するこ と。</p> <p>21 職員の派遣要請に関するこ と。</p> <p>22 被災職員の救済に関するこ と。</p> <p>23 職員の食料等の確保に関するこ と。</p>
税務	税務課		24 県税の減免、徴収猶予等の措置に関するこ と。
財産管理	管財課		<p>25 県有施設の総括的な管理等に関するこ と。</p> <p>26 県有財産（他に掲げる施設を除く）の被害調査に関するこ と。</p> <p>27 県庁来庁者の避難誘導、保護安全対策に関するこ と。</p>
学事文書	学事文書課		<p>28 山口県立大学及び私立学校等における災害予防、応急対策及 び応急復旧に関するこ と。</p> <p>29 災害関係文書の処理に関するこ と。</p>
協力班	岩国基地対 策室		<p>30 当該課、室の災害対策関連事務の処理。</p> <p>31 部内の各班、他部の応援に関するこ と。</p>

部	班	担当課	部の所掌事務
総務部	本部室	防災危機管理課	<p>1 県防災会議関係機関との連絡に関するこ と。</p> <p>2 各部の災害対策の連絡調整に関するこ と。</p> <p>3 本部員会議に関するこ と。</p> <p>4 地方本部との連絡調整に関するこ と。</p> <p>5 地域行政連絡協議会の調整連絡に関するこ と。</p> <p>6 気象に関する情報の収集に関するこ と。</p> <p>7 防災行政無線（地上系・衛星系）の確保、管理運営に関するこ と。</p> <p>8 市町の異常情報、報告事項の取りまとめに関するこ と。</p> <p>9 各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関するこ と。</p> <p>10 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の所管事項に係る被害状況、応急対策その他の情報の収集に関するこ と。</p> <p>11 応援要求の調整に関するこ と。</p> <p>12 自衛隊の災害派遣要請に関するこ と。</p> <p>13 危険物、高圧ガスの保安対策に関するこ と。</p> <p>14 消防応援の調整に関するこ と。</p> <p>15 内閣府、消防庁等に対する災害報告に関するこ と。</p> <p>16 政府、国会等の災害視察者の対応に関するこ と。</p> <p>17 庁内電話の管理に関するこ と。</p> <p>18 各機関のヘリコプターの航空運用調整に関するこ と。</p> <p>19 大規模災害時における市町行政機能支援の総合調整に関するこ と。</p> <p>20 災害ボランティアの育成等に関するこ と。</p> <p>21 その他災害対策に関する事務で他部に属さない事項。</p>
職員	人事課 給与厚生課		<p>22 職員の非常勤員に関するこ と。</p> <p>23 職員の派遣要請に関するこ と。</p> <p>24 被災職員の救済に関するこ と。</p> <p>25 職員の食料等の確保に関するこ と。</p>
税務	税務課		26 県税の減免、徴収猶予等の措置に関するこ と。
財産管理	管財課		<p>27 県有施設の総括的な管理等に関するこ と。</p> <p>28 県有財産（他に掲げる施設を除く）の被害調査に関するこ と。</p> <p>29 県庁来庁者の避難誘導、保護安全対策に関するこ と。</p>
学事文書	学事文書課		<p>30 山口県立大学及び私立学校等における災害予防、応急対策及 び応急復旧に関するこ と。</p> <p>31 災害関係文書の処理に関するこ と。</p>
協力班	岩国基地対 策室		<p>32 当該課、室の災害対策関連事務の処理。</p> <p>33 部内の各班、他部の応援に関するこ と。</p>

交通運輸対策	交通運輸対策室
--------	---------

2 鉄道の輸送確保等についての要請に関すること。

交通運輸対策	交通運輸対策室
--------	---------

2 鉄道、航空機、フェリー、バス等の輸送確保等についての要請に関すること。

第3章 救助・救急、医療等活動計画

第1節 救助・救急計画

第1項 救助・救急の実施

1 実施機関

県

(追加)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

第5章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

(追加)

1 実施機関

県

(1) 消防、警察、自衛隊、海上保安庁、D M A T 等の救助・救急機関が災害現場において、情報を共有し一元的に活動できるよう、各部隊の現場責任者や県災害対策本部からの派遣職員で構成する「現地活動連絡本部」を設置する。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

第2節 活動拠点

1 活動拠点の設置

災害時に多数のヘリコプターが混乱することなく、安全かつ効率的に活動できるよう、発災後、直ちに、ヘリベース(ヘリ運用に関する調整や安全管理、機体整備等を行う拠点)及びフォワードベース(被災地近傍で燃料や装備、物資等の補給点となる前進基地)を設置するものとする。

2 活動拠点の整備

(1) 県は、ヘリベースである山口宇部空港の機能強化を図るとともに、高潮等の被災に備え、代替ヘリベースの確保、整備に努めるものとする。

(2) 県及び市町は、災害類型に応じたフォワードベースの確保、整備に努めるものとする。

第2節 活動内容（略）

第3節 応援要請（略）

第4節 各機関への出動要請（略）

第5節 航空機の安全対策

大規模災害が発生した場合、救援等のための多数のヘリコプターが現地で活動し、周辺空域が輻輳するため航空機の安全が問題となる。このため、県は自衛隊に災害派遣を要請し、資機材、人的支援など自衛隊の協力を得て、空港事務所と連携の上、救援機等の調整を実施する。

第6章 応援要請計画

第1節 相互応援協力計画

第2項 防災関係機関相互協力

1 相互協力体制

(2) 県がとる相互協力措置 (追加)

第3項 応援協定

1 地方公共団体の応援協定 (追加)

第7章 緊急輸送計画

第1節 緊急輸送ネットワークの整備

第3項 広域輸送拠点の整備

1 県は、（略）、一時保管並びに各地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点としての広域輸送基地を次のように定める。

第3節 活動内容（略）

第4節 応援要請（略）

第5節 各機関への出動要請（略）

第6節 航空機の効率的運用と安全対策

大規模災害が発生した場合、救援等のため多数のヘリコプターが現地で活動し、周辺空域が輻輳するため航空機の効率的な運用と安全確保が問題となる。このため、県は各機関のヘリ運用を一元的に調整する航空運用調整班を設置し、ヘリの性能等に応じた役割分担など、ヘリの効率的運用を図る。また、県は自衛隊に災害派遣を要請し、資機材、人的支援など自衛隊の協力を得て、空港事務所と連携の上、救援機等の調整を実施する。

1 相互協力体制

(2) 県がとる相互協力措置

ク 大規模災害時に、迅速かつ円滑に被災市町の業務支援が行えるよう、職員の勤務地等を考慮し、あらかじめ派遣する地域を定めておくなど、職員派遣の仕組みを整備する。

1 地方公共団体の応援協定

(3) 県及び市町相互応援協定

県内で災害が発生した場合、被災した市町のみでは十分な応急措置等ができない場合に備え、県及び県内市町が迅速かつ円滑な応援を行えるよう、山口県及び県内市町相互間の災害時応援協定を締結している。

1 県は、（略）、一時保管並びに各地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点としての広域輸送基地を次のように定める。また、高潮や液状化

第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

第3節 生活必需品等の供給計画

第1項 生活必需品等の供給体制

2 生活必需品等の確保

(1) 備蓄、調達体制

(追加)

4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

(2) 県

(追加)

5 輸送体制

(2) 県

(追加)

第1.1章 応急住宅計画

第1節 応急仮設住宅の供与

第3項 公営住宅・民間借家の確保

2 民間住宅の確保

(1) 被害状況等によつては、民間賃貸住宅を救助法の仮設住宅として借上げる必要も生じることから、(略)

(追加)

(2) (略)

3 公的宿泊施設の確保

公的宿泊施設は施設整備が整つており、食事等についても確保されていることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

等による沿岸地域の広域輸送拠点の被災等に備え、バックアップのための施設・用地を県内内陸部を中心に確保し、拠点ヤードとして活用する。

2 生活必需品等の確保

(1) 備蓄、調達体制

才 個人からの支援物資については、持ち込まれる物資の規格等を統一し、搬入・搬出作業の効率化を図るため、受入品目・梱包・規格・表示等に関する指針を作成し、十分な周知を行うものとする。

4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

(2) 県

ウ 県は被害想定に応じ活用する広域輸送拠点をあらかじめ選定しておくとともに、各基地における搬入・搬出手順等を定めておく。

5 輸送体制

(2) 県

エ 大規模災害時には、必要に応じ、広域輸送拠点における支援物資の集配業務を民間の輸送関係業者に委託する。

第3項 公営住宅・民間借家等の確保

2 民間住宅の確保

(1) 被害状況等によつては、民間住宅を救助法の仮設住宅として借上げる必要も生じることから、(略)

(2) 民間賃貸住宅の確保に関しては、業界団体に協力を求めることがある。

(3) (略)

3 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設整備が整つており、食事等についても確保されていることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢

第14章 災害時要援護者支援計画

第1節 避難誘導・避難所の管理等

第2項 避難所の設置・運営

1 避難所の管理

(3) 避難所において、(略)、良好な生活環境の確保や健康状態の把握に十分配慮する。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

第15章 ボランティア活動支援計画

第1節 一般ボランティアの支援体制

【県(県民生活課、厚政課、健康福祉センター)、(略)、県・市町ボランティアセンター】

第1項 県、市町ボランティアセンターの対応

1 救援センターの設置

県ボランティアセンターに救援センターを設置し、現地センターが救援活動に専念できるよう、県・市町災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

(1) ボランティアの登録・参加要請

(2) ボランティアのコーディネート、現地センターへの派遣

(3) (略)

(4) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・集積等

(追加)

2 現地センターの設置

被災地に近接するブロック中核ボランティアセンターに、ボランティア活動の第一線の拠点として現地センターを設置し、被災市町災対本部と連携を図りながら、被災地でのボランティアの活動支援を行う。

者、障害者等災害時要援護者の一時収容先として確保に努める。

1 避難所の管理

(3) 避難所において、(略)、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する。

また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、災害時要援護者や女性の視点等に配慮するものとする。

【県(県民生活課、厚政課、健康福祉センター)、(略)、県・市町ボランティアセンター(県・市町社会福祉協議会)】

1 県災害ボランティアセンターの設置

県ボランティアセンターに県災害ボランティアセンターを設置し、市町災害ボランティアセンターが救援活動に専念できるよう、県・市町災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。また、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合には、必要に応じ、当該ブロックごとに、市町災害ボランティアセンターの活動を支援する広域支援センターを設置し、必要な支援を行う。

(1) ボランティアの参加要請及び派遣

(2) ボランティアコーディネーター等の応援要請及び派遣

(3) (略)

(4) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等

(5) その他関係団体、NPO等による救援活動の支援調整など

2 市町災害ボランティアセンターの設置

被災地又は近接する市町のボランティアセンターに、ボランティア活動の第一線の拠点として市町災害ボランティアセンターを設置し、被災市町災対本部と連携を図りながら、被災地でのボランティアの活動支援を行う。また、大規模かつ広域的な災害が発生し、当該市町ボランティアセンターが被災等によってその機能が十分に発揮できない

(1) (略)

(追加)

(2) 具体的な活動内容の指示

(3) (略)

3 その他の市町ボランティアセンター

被災地以外の市町ボランティアセンターは、救援センター、現地センターへ必要な支援を行う。

(1) 県内ボランティアの登録・派遣及びコーディネート

(2) (略)

(3) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・集積等

第2項 県民活動支援センター、市町民活動支援センターの対応

県民活動支援センター、(略)

第3項 県、市町の対応

災対本部にボランティア担当窓口を設置し、救援センター、現地センターと一体となって、ボランティアの活動支援を行う。

1 県の対応

(1) 国、他県、市町、県民活動支援センター、救援センター、各応急対策部との連絡調整

(2) ~ (3) (略)

(4) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等

(追加)

2 市町の対応

(1) 県、現地センター、各応急対策部との連絡調整

(2) ~ (4) (略)

(追加)

場合には、必要に応じ、他の市町ボランティアセンターとの災害ボランティアセンターの共同設置や民間支援組織等との協働運営を図るなど、適切な活動支援体制の構築に努める。

(1) (略)

(2) ボランティアの募集及び受付

(3) ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の指示

(4) (略)

3 その他の市町ボランティアセンター

被災地以外の市町ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンター及び市町災害ボランティアセンターへ必要な支援を行う。

(1) 県内ボランティアの参加要請

(2) (略)

(3) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等

第2項 やまぐち県民活動支援センター、市町民活動支援センターの対応

やまぐち県民活動支援センター、(略)

災対本部にボランティア担当窓口を設置し、県災害ボランティアセンター、市町災害ボランティアセンターと一体となって、ボランティアの活動支援を行う。

1 県の対応

(1) 国、他県、市町、やまぐち県民活動支援センター、県災害ボランティアセンター、各応急対策部との連絡調整

(2) ~ (3) (略)

(4) 広域的な活動拠点の確保、資機材の調達・提供等

(5) その他災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

2 市町の対応

(1) 県、市町災害ボランティアセンター、各応急対策部との連絡調整

(2) ~ (4) (略)

(5) その他市町災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

(追加)

第16章 応急教育計画

基本的な考え方

(略)

幼稚園、小中学校、高等学校、専修学校、(略)

第1節 文教対策

第2項 児童生徒等の安全対策

取組の主な視点

- ア 様々な災害を想定した安全教育の年間指導計画の作成
- イ 大地震を想定した避難訓練の実施
- ウ 教職員に対する安全教育の充実
- エ (略)
- オ 家庭・地域社会との連携を一層密にした安全教育指導と体制づくり
- カ 集団生活を行ううえでの基本的生活習慣の確立と自主性の涵養
- キ 災害に対する年齢相応のボランティア活動の推進
- ク 学級活動（ホームルーム活動）等において、自他の生命を尊重する態度を育成し、安全な生活態度や慣習の確立

1 応急対策

県及び市町教育委員会は、所管する学校について、(略)

(1) 事前対応

- ア 学校における地震防災応急対策計画の策定指導
県及び市町教育委員会は、(略)、保護者に周知するよう指導する。

応急対策計画の主な項目

- (ア) 学校の防災組織と教職員の任務

な支援

第4項 関係団体、N P O 法人、民間企業等の対応

ボランティアや県・市町災害ボランティアセンターの円滑な活動を支援するため、専門人材の派遣や資機材の提供など、必要な支援を行うとともに、平時からの連携体制の構築に努める。また、民間企業等においては、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できるかぎり配慮に努める。

基本的な考え方

(略)

幼稚園、小中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、(略)

取組の主な視点

- ア 様々な災害を想定した学校安全計画の充実
- イ 大規模災害を想定した避難訓練の実施
- ウ 安全に関する職員研修の充実
- エ (略)
- オ 家庭・地域社会との連携強化
- カ ボランティア活動の推進
- キ 自他の生命を尊重する態度の育成
- ク 安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

県及び市町教育委員会は、所管する学校における、(略)

(1) 事前対応

- ア 学校における地震防災応急対策計画の策定指導
県及び市町教育委員会は、(略)、保護者等に周知するよう指導する。
県教委及び市町教委は、上記について校長又は園長（以下「校長」という。）に指導する。

応急対策計画の主な項目

- (ア) 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）

- (イ) 勤員計画（勤務時間外における連絡、非常招集の方法）
- (ウ) 情報活動（情報組織、情報の収集、伝達、広報活動）
- (エ) 関係機関（県・市町教育委員会、警察署、消防署（団））及び保護者への連絡体制
- (オ) 避難誘導（避難先、避難ルート、避難時刻、避難誘導責任者、避難方法、避難先での留意事項）
- (カ) 実験・実習中の対策

- (キ) 火元の遮断と初期消火活動
- (ク) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (ケ) 応援活動（被災者への応援協力）
- (コ) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- (サ) 特別支援学校及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿生への食料、飲料水の確保等）
- (シ) 避難誘導（在校時、登下校時、校外（屋内・屋外））

イ 防災訓練の実施

校長は、災害時に迅速的確な対応がとれるよう、（略）

(ウ) 学校で行う訓練

（2）災害時の対応

ア～イ （略）

【校長】 （略）

（追加）

- (イ) 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- (ウ) 情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- (エ) 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）

- (オ) 連絡体制（県・市町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者等への連絡体制）
- (カ) 避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- (キ) 実験・実習中の対策
- (ク) 火元の遮断と初期消火活動
- (ケ) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (コ) 避難所の開設・運営（市町との連絡体制・初動対応）
- (サ) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法

- (シ) 特別支援学校及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿生への食料・飲料水の確保等）

イ 防災訓練の実施

校長等は、児童生徒等が災害時に迅速的確な対応がとれるよう、（略）

(ウ) 学校で行う訓練（県立学校は毎学期1回以上の実施）

（2）災害時の対応

ア～イ （略）

【校長】 （略）

【県教育委員会及び市町教育委員会】

ア 各学校等の応急教育計画の作成にあたり、県教委及び市町教委は、所管する学校を指導助言及び支援する。

イ 災害が大規模または広域にわたるため、下記（4）イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」による授業再開が必要な施設の確保について市町教委での対応が困難な場合は、必要に応じて県教委及び市町教委による対策チーム（リーダー：義務教育課）を設置し、異校種間の調整や市町域を超える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。

(3) 災害復旧時の対応

ア～エ (略)

【校長】

ア 校長は、(略)、教育再開に向けての態勢を整備する。

第3項 児童生徒等の援助

3 学校給食の確保

(1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助
(追加)

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

(追加)

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

(追加)

(2) 応急給食の実施

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

ウ 県教委及び市町教委は、公民館等の学校施設として代替可能な公共施設の状況（収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等）について、あらかじめ把握しておくこと。

(3) 災害復旧時の対応

ア～エ (略)

【校長】

ア 校長は、(略)、教育活動再開に向けての態勢を整備する。

3 学校給食の確保

(1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

学校または共同調理場の設置者は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況（規模及び程度）を把握し、県教委または市町教委へ報告する。県教委及び市町教委は、施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

学校または共同調理場の設置者は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

学校または共同調理場の設置者は、平時から学校給食施設に保存してある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。

また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講じる。

(2) 応急給食の実施

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

(追加)

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理
(追加)

ウ 調理従業者の確保及び健康診断
(追加)

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整
(追加)

(追加)

4 児童生徒等に対する就学援助

(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、校外活動費、通学費、体育実技用具費、クラブ活動費、
新入学児童生徒学用品費、修学旅行費

学校は、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校は学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ 調理従業者の確保及び健康診断

市町教委は調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理業者を確保する。また、調理従業者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校は学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被害のあった炊き出しへの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

ア 災害が大規模または広域にわたり、単一の学校または市町で対応できない場合は、県教委及び市町教委による対策チーム（リーダー：学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

イ 県教委及び市町教委は、各学校及び共同調理場の調理能力（提供可能最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助

イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、クラブ活

動費、生徒会費、P T A会費

第5章 大規模災害想定

平成23年3月11日発生した東北地方太平洋沖地震においては、長さ約450km、幅約150kmの範囲で最大30m断層が滑り、マグニチュード9.0の巨大地震が発生した。

地震そのものの被害に加え、津波や原子力発電所事故など、多岐にわたる甚大な被害をもたらし、被害地域は東北地方を中心に広い範囲に及び、死者・行方不明者は1万9千人を超えるなど、未曾有の災害となつた。

山口県においては、災害から県民の尊い生命やかけがえのない財産を守るために、本県の防災対策を改めて検証・検討することを目的に、山口県防災会議の下に、防災関係の専門家や実務者からなる大規模災害対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置した。

検討委員会では、市町・消防本部等の意見も踏まえて抽出・整理された課題を基に、3つの分野別に部会を設けて検討を進め、第1部会においては、以下のとおり、本県において想定される大規模災害を類型別に再検証した。

第1節 災害想定にあたって

第1項 大規模災害想定の基本的な考え方

検討委員会では、東日本大震災を教訓として、山口県で起こり得る大規模災害について、以下の方針の下に、地震・津波を中心に風水害も含めて、検討を進めてきた。

- 1 『山口県地震被害想定調査報告書（H20.3策定）』等（以下「現在想定」という。）を基本として、改めて本県の地勢的特性や災害履歴を踏まえた上で、災害類型別に検証を行う。
- 2 その際には、災害類型別に最大（最悪）の場合を想定して、現在想定を見直す必要があるか否かの視点から検討を行う。
- 3 現時点において、科学的知見に基づいて想定できる災害規模について考え方をまとめる（姿を描く）とともに、今後さらに検討を要する項目についての整理も行う。

第2項 本県における大規模災害の類型

本県で起こりうる大規模災害として、局地的な災害とは区別して、広域的に多数の市町で被害が発生し、大量の人的・物的被害をもたらす災害類型は、大別すれば、地震及びそれに伴う津波災害と、周防高潮と呼ばれる本県の地勢的特性から大きな被害をもたらす高潮災害の2つであると考えられる。このうち地震・津波については、地震発生のメカニズムによる3つのタイプ（海溝型、スラブ内、直下型）ごとに検討を行った。

また、これまで津波の想定をしていなかった本県日本海側の地震・津波についても、併せて検討を行うこととし、これら地震・津波と高潮について、現在想定を基礎としながら、想定される災害の姿をできる限り定量的に整理することとした。

こうしたことから、本県において起こり得る大規模・広域災害として、以下の5つの災害類型について、想定される災害の規模や被害の状況を示すとともに、想定する上での留意点及び今後さらに継続的に検討すべき点について、検討結果をとりまとめた。

地震・津波		
海溝型	・ 東南海・南海地震（東海地震との3連動等含む）	1
スラブ内	・ 安芸灘～伊予灘の地震	2
直下型	・ 県内活断層による地震	3
	大竹断層、菊川断層、大原湖断層系、その他の断層	
	日本海側の地震・津波	4
高潮		5

第3項 国等の動向

1 有識者等による様々な意見

南海トラフを震源とする海溝型地震については、いわゆる3連動地震（東海、東南海、南海）や4連動地震（東海、東南海、南海、日向灘）も含め、発生した場合の被害の甚大さや被災地域の広さ、発生までの切迫性の高さなどから、その被害想定に関して多くの地震学者等が意見を表明している。

これらの中には、地震の規模や津波の高さが現在想定の数倍になるとか、想定をはるかに超える巨大津波が襲うなど、定性的に止まるものや、場合によってはセンセーショナルな表現のものが多くみられる。しかしながら、東日本大震災以降、現時点において、責任ある機関からは、確かな科学的根拠に基づいて定量的に結論づけた公式な被害想定は、特に瀬戸内海沿岸については、公表されていない。

2 国における検討状況

国においては、東日本大震災後、中央防災会議に「東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会」（座長：河田恵昭関西大教授）を設置し、今後の津波防災対策の基本的な考え方について検討が行われた。

平成23年6月26日付けで専門調査会の中間とりまとめが公表され、「古文書等の史料の分析や、津波堆積物調査、海岸地形等の調査などの科学的知見をベースに、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波を検討しておくべきである。」等の報告がなされた。

また、平成23年9月28日付けで最終報告が公表され、「最大クラスの津波に対しては、被害の最小化を主眼とする『減災』の考え方に基づき、海岸保全施設等のハード対策と、ハザードマップ整備などの避難を中心とするソフト対策を組み合わせて実施することが必要である。」などの基本的な考え方に基づき、円滑な避難のための体制整備や地震・津波に強いまちづくり、防災意識の向上等の総合的な地震・津波対策の方向性が示されたところである。

さらに、近い将来発生が懸念される南海トラフの海溝型巨大地震・津波への万全の備えを呼びかけているが、地震動や津波高さなどの被害想定の具体的な数値については、平成23年8月に内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において検討を進め、平成24年春以降に推計結果のとりまとめを行うこととされている。

第4項 検討委員会としての考え方

本委員会においては、冒頭の基本的考え方にも述べているとおり、あくまで、現時点における科学的知見に基づき、起こりうる最大規模の災害を検討してきたところであり、現在想定の基礎となる地震の規模、各地の震度、津波高さなどの基礎データは、中央防災会議の専門調査会が現在公表している数値を活用している。

これらの地震に関する数値は、震源域に係る詳細な海底地形や地質の調査、長年にわたる全国的な各種観測結果など、膨大なデータ分析と精密なシミュレーションに基づき、国を挙げて知見を結集することにより、はじめて算出されるものである。従って、南海トラフを震源とする地震について、その震源域（3連動、4連動）や地震の規模、津波高などを県独自で想定することは、数値の精度や他府県との整合性という観点から困難であると考えており、今後公表される予定の国の検討結果を十分に分析し、必要に応じて本県の被害想定見直し等について、改めて検討するべきである。

なお、国の専門調査会の報告に示された古文書等の史料の分析に関しては、現在想定を策定する段階で、でき得る限りの調査を行っており、その後の文献調査等によつても、現在の想定を上回る本県に関する被害を裏付ける史料等は確認されていない。

また、津波堆積物調査については、大分県佐伯市（豊予海峡以南に位置）の龍神池が調査地として有名であるが、過去数千年にわたる津波堆積物が調査可能な状態で採取できる環境は非常に限定的であり、少なくとも本県瀬戸内海沿岸には有効なデータを採取できる場所は、現在のところ確認されていない。

第2節 各 論（類型別被害想定）

第1項 東南海・南海地震（東海地震との3連動等も含めて）（海溝型）

1 山口県の現在の被害想定

南海トラフに震源を有する地震は、過去に100年～150年周期で発生しているが、現在想定では、当時の中央防災会議の想定(H15.12)と同じく、東南海地震と南海地震が同時に発生する場合を標準ケースとしている。

* M8.5 (東南海・南海地震の連動)

* 本県への主な影響

最大震度：6弱（周防大島町、田布施町、平生町の3町）
津波高さ（満潮時）：T.P.+2~3m（瀬戸内海沿岸 下関市～和木町）
津波最短到達時間：約90分
死者11人、負傷者112人、全壊850棟、半壊5,268棟
避難者 約7,000人

※「M」はマグニチュードを表す（以下同様）。

※津波高さ（T.P.+2~3m）は、東京湾平均海面高から最大水位までの高さであり、この津波高さから満潮位を差し引くことにより求めた純粋な水位の増分は最大でも80cm程度である。

2 想定される災害の姿

(1) 地震動・津波

ア 3連動地震の場合

現在想定における地震タイプは、東南海地震と南海地震の連動であるが、東海地震との3連動の場合（宝永地震タイプ）であっても、中央防災会議の想定（H15.12）等からすると、震源域が遠いことから地震動の強さはあまり変化なく、津波についても、これまでの想定と大きな差はない。ただし、東海地方から四国沖まで断層が生じることとなり、揺れは長時間継続することが考えられる。今後、国の東海・東南海・南海地震に関する具体的な想定内容に変更があれば見直しが必要になる。

余震に関しては、震源断層面に沿ったもの（狭義の余震）と、ユーラシアプレート周縁（西日本全域）の広範囲に及ぶもの（広義の余震）が頻発することが予想される。さらに、余震の発生期間も長期に及ぶとともに、最大余震は数年後に発生することもあるため、本震後にはこれらの余震活動の推移に細心の注意を払う必要がある。次に述べる活断層地震も広義の余震として起きる可能性がある。

イ 関連地震の発生

東北地方太平洋沖地震では、海溝型（本震および余震）、活断層地震（H23.4.11、福島県浜通りの地震、M7.0（暫定値）、深さ6km、湯ノ岳断層と井戸沢断層）、スラブ内地震（H23.4.7、宮城県沖の地震、M7.1（暫定値）、深さ66km）という3種類の地震がすべて発生している。

南海地震が発生すると、山口県の地殻は南東方向に伸長することが考えられるため、県内活断層のうち北東-南西方向の大原湖断層系、大竹断層（岩国断層帯）等では断層面に垂直に作用している圧縮応力が低下することに伴い摩擦強度が低下し、断層が滑りやすくなる。一方、北西-南東方向の菊川断層帯等では断層面に平行な方向のせん断応力が加わることから、この活断層も滑りやすくなる。また、スラブ内地震である安芸灘～伊予灘での地震の発生の可能性も高くなる。

事実、宝永地震（1707年、東海・東南海・南海地震の3連動地震（M8.6））の時、発生23日後に山口県徳地で大きな誘発地震（M5.5）が発生している。これによって倒壊家屋289軒、死者3名の被害が発生した。

ウ 4連動地震への対応

文部科学省の研究プロジェクトの成果（東京大学地震研究所古村孝志）によると、東海・東南海・南海地震が連動すると、宮崎県沖に震源を持つ日向灘地震も連動する可能性があるとされている。

このケースでの想定4地震の断層は長さ700kmに達し、M9クラスの巨大地震になる可能性もあるため、これに関しては今後の研究の進展や国の被害想定を見守る必要がある。

エ 津波の検討

津波に関しては、国の想定による地震規模（M）が修正された時にどの程度津波が高くなるか、特に南海地震の西方（日向灘の方）へ震源域が広がった場合においては検討が必要である。また、津波の高さ等は海底や沿岸地形の影響を受けるので、瀬戸内海の海岸地形の影響についても考慮する必要がある。

(2) 液状化

ア 広範囲での液状化

東北地方太平洋沖地震でも発生したように、非常に長い継続時間の震動が起こり、揺れの繰り返し回数が多くなる。これにより、震源域から遠く離れたところまで大きな液状化被害を発生させる可能性がある。東北地方太平洋沖地震では、それまで液状化は発生しないと考えられていた震度5弱以下の地域でも液状化が発生している。

イ 液状化による被害

広範囲にわたる液状化の発生により、住宅の不同沈下をはじめ、上下水道、ガス、電気、通信などの埋設管路、ケーブル網などライフラインの麻痺を引き起こすなど、大きな被害を生じる可能性がある。

ウ 沿岸部・埋立地の液状化

継続時間が長い震動のため、沿岸工業地帯（大半が埋め立て地盤）の液状化の危険性がある。沿岸部のコンビナート事業所では、関係法令に基づき、主要な危険物タンクや装置等の液状化対策が講じられているが、例えばパイプなどの付帯設備との接合部や、現行法令が適用されない既設タンクの損傷等に注意が必要である。

液状化の発生によって、護岸構造物がその強度を失い、大規模の津波でなくても被害を免れない場合も考えられ、これを原因とする広範囲の浸水により、交通網の広域的な遮断、救助・救援活動への支障、帰宅難民の発生などが想定される。

エ 内陸部の液状化や盛土地盤の崩壊

沿岸部だけでなく、内陸部における湖沼・旧河道の若年埋立て地盤の液状化や丘陵地谷埋め盛土の滑り破壊などにも十分注意する必要がある。

(3)その他

ア 地震による土砂災害

中山間地域については、がけ崩れや土石流（山津波）など土砂災害の発生により、道路の被害による孤立化、河道閉塞、ダム湖への土砂流入、丘陵地の宅地造成地の被害などについても考慮が必要である。

イ スロッシング現象

2003年十勝沖地震（M8.0）において震央から230km離れている苫小牧港の石油タンク2基で火災、7基で浮屋根沈没の被害が生じたが、これはスロッシング現象（揺れの周期によって波が大きくなる現象）が原因と考えられる。本県は震源域から離れているが、沿岸部のコンビナートでもスロッシング現象による被害の発生も考慮する必要がある。

第2項 安芸灘～伊予灘の地震（スラブ内）

1 山口県の現在の被害想定

安芸灘～伊予灘で発生する地震は、西日本へもぐり込むフィリピン海プレート先端部の地下約50kmの深部で発生するスラブ内地震であり、これまで50年～100年周期でM7クラスの地震が発生している。

*M7.25

*本県への主な影響

最大震度：6弱（岩国市、柳井市、周防大島町の3市町）
津波なし
死者31人、負傷者339人、全壊902棟、半壊4,540棟
避難者 約18,000人

2 想定される災害の姿

(1)地震動・津波

ア 震源域の検討

震源域については現在想定の位置だけでなく、山口県寄りで発生する場合も念頭に置いておく必要がある。高知県は、南海地震について国よりもより厳しい想定、すなわち震源域を高知県側にずらして最悪の場合を想定している。

イ 地震の想定規模

現在想定ではM7.25としているが、過去の例からM7.4程度の可能性もあり、その場合の県内震度の変化を考慮する必要がある。

ウ 津波の有無

この地震の震源の深さは40～50kmと想定されるので、津波の発生は考えにくい。

(2)液状化

ア 埋立地の液状化

沿岸工業地帯（大半が埋め立て地盤）の液状化の可能性が考えられ、その場合、県の東部を中心に、東南海・南海地震と同様の被害を念頭に置く必要がある。

第3項 県内活断層による地震（直下型）

1 山口県の現在の被害想定

県内活断層のうち、存在が確認され、断層延長が長く、活動した場合の被害が大きい主な活断層に係る被害想定は以下のとおりであるが、下記以外の活断層についても、活動した場合には、局的に大きな揺れと被害を生じる。

◇大竹断層 県東部

* M7.2

* 本県への主な影響

最大震度：7 (6弱以上 岩国市、和木町、光市、周南市など9市町)

死者1,507人、負傷者4,789人、全壊21,454棟、半壊41,568棟

避難者 約91,000人

◇菊川断層 県西部

* M7.0

* 本県への主な影響

最大震度：7 (6弱以上：下関市、山陽小野田市、美祢市など5市)

死者245人、負傷者2,076人、全壊4,620棟、半壊16,705棟

避難者 約65,000人

◇大原湖断層系 (山口盆地北西縁断層) 県央部

* M6.6

* 本県への主な影響

最大震度：6強 (6弱以上：宇部市、山口市、美祢市など4市)

死者506人、負傷者2,543人、全壊6,545棟、半壊18,091棟

避難者 約39,000人

◇大原湖断層系 (宇部東部断層+下郷断層) 県央部

* M7.0

* 本県への主な影響

最大震度：7 (6弱以上：宇部市、山口市、美祢市など6市)

死者1,000人、負傷者6,557人、全壊15,303棟、半壊42,305棟

避難者 約107,000人

2 想定される災害の姿

(1) 地震動・津波

ア 海溝型地震との関連

これら活断層による地震は、東海・東南海・南海地震の前後で発生の確率は高くなる。特に地震の後には地殻の応力（活断層の動きを拘束する力）が低下するため、地震は発生しやすくなることが考えられる。

イ 県央部での地震の影響

大原湖断層系の活断層が活動した場合、揺れの強さは兵庫県南部地震相当の非常に激しい揺れになるものと考えられる。その場合、山口市、宇部市東部に極めて大きな被害を生じ、県の中央部で交通網をはじめ様々なものが東西に分断されることになる。

ウ 津波の有無

山口県内の内陸部にある活断層による地震では津波は発生しない。また、瀬戸内海の周防灘断層群(*1)及び安芸灘断層群(*2)の地震は主として横ずれであるため、津波の発生は考えにくい。

エ 大原湖断層系

主な活断層のうち、大竹断層及び菊川断層については、既に国や県によって現地調査が行われ、断層の活動状況等について評価されているところであり、将来的には、大原湖断層系についても、活動を評価し、被害想定を確かなものにする必要がある。その際、宇部南方沖断層帯(*3)との連動の可能性も調査する必要がある。

(注)

*1周防灘断層群

この活断層群は、分布する活断層の位置及び形態から、周防灘断層群主部、秋穂沖断層帯及び宇部南方沖断層帯(*3)の3つに区分される。周防灘断層群主部は長さ約44kmで、右横ずれを主体とし北西側隆起の成分を伴う。秋穂沖断層帯は長さ約23kmで、右横ずれを主体とする北西側隆起の成分を伴う。想定地震規模はそれぞれ、M7.6程度とM7.1程度である。

*2安芸灘断層群

この活断層群は、安芸灘断層群主部と広島湾-岩国沖断層帯の2つに区分される。安芸灘断層群主部は長さ約21kmと見積もられ、右横ずれを主として北西側隆起の成分を伴う。一方、広島湾-岩国沖断層帯は長さ約37kmで、右横ずれを主体として上下成分のずれを伴う。想定地震規模はそれぞれ、M7.0程度とM7.4程度である。

*3宇部南方沖断層帯

上記周防灘断層群(*1)を構成する断層帯の1つであり、ほぼ南北方向の活断層から構成され、長さは約22kmである。横ずれを主体として西側隆起の成分を伴う。想定地震規模はM7.1程度である。この断層帯については、その北方延長上の陸域にある宇部東部断層との関連性を検討する必要がある。

第4項 日本海側の地震・津波

1 山口県の現在の被害想定

本県日本海側において地震動が最大となる地震として、以下の2つの活断層地震を想定している。なお、いずれも内陸型の地震であるため、津波は想定されない。

◇萩北断層

* M6.8

*本県への主な影響

最大震度：6強（6弱以上：萩市、美祢市、長門市など4市町）

死者119人、負傷者781人、全壊2,323棟、半壊7,777棟

避難者 約15,000人

◇淡木断層

* M6.8

*本県への主な影響

最大震度：6弱（長門市、美祢市、下関市など4市）

死者43人、負傷者418人、全壊911棟、半壊4,769棟

避難者 約11,000人

2 想定される災害の姿

(1) 地震動・津波

ア 津波の記録

本県日本海側の地震として想定しているのは、いずれも内陸型の活断層地震であるため、この地震を原因とする津波は発生しない。しかしながら、日本海側の津波については、明治以降、本県に関するだけで次の被害記録がある。

1872年浜田地震（M7.1）：日本海側に津波被害の記録あり

見島では約4尺(1.2m)海水面が高まった

1898年見島の地震（M6.2）：小津波が発生（津波の規模：波高50cm以下）

1993年北海道南西沖地震（M7.8）：須佐町（当時）で床下浸水1棟

日本海側には小規模な水位上昇で浸水する地域が多く、小さな津波でも浸水被害が多地点、広範囲にわたる可能性がある。

イ 南日本海断層帯

南日本海断層帯(*4)が、将来新しいプレート境界と認められる可能性も考えられる。そこで起こった地震による日本海の地震津波被害例としては上記1872年の浜田地震や島根半島の出雲の地震津波がある。また、地震調査研究推進本部（2009）は“1940年島根県隠岐島近海で発生した地震（M6.6）のように、日本海南西部では逆断層型の浅い地震が発生することもあり、沿岸で津波被害が生じる可能性もある。”と指摘しており、これらのことから、日本海側についても津波の被害想定をしておく必要がある。

南日本海断層帯を震源とする地震による津波が発生した場合、本県の日本海沿岸に津波が到達するまでの時間的余裕はない。

ウ 神田岬沖断層

菊川断層の延長線上にある神田岬沖断層(*5)が動いた場合、主として横ずれ断層なので津波が発生しても高さは低いと考えられる。

エ 東北地方の地震による津波

東北地方の日本海側で発生する地震による津波は、日本海の海底形状の影響で山陰沿岸に向かってくる傾向があり、遠く離れていても注意が必要である。なお、津波が本県日本海沿岸に到達する

までの時間は2~3時間と想定されており、比較的余裕がある。

(注)

*4南日本海断層帯

島根半島の付け根にある宍道断層を通り、山口県沖を東北東-西南西方向に延びる断層帯である。中央構造線と対をなしており、山口県はこれらの断層帯の間に位置している。いずれも第四紀中にフィリピン海プレートの斜め沈み込みで活動している可能性がある。

*5神田岬沖断層

菊川断層の北西延長部の海域に位置する北西-南東方向の活断層であり、更新世前期-中期の堆積物を切断している。断層の長さは22km以上である。想定地震規模はM7.1以上である。この断層に沿って海底に、断層運動を示唆する陥没盆地や断層谷が認められる。

第5項 高潮災害

1 山口県のハザードマップにおける想定潮位

本県の瀬戸内海（周防灘）沿岸は、対岸距離が長く、入り江、湾形の多い南向きの海岸であるため、台風時における高潮、高波の被害を受けやすい。また、周防灘西部では、南～南東の強風が吹くと、吹き寄せられた海水が関門海峡によってせき止められるため、高潮が大きくなる傾向がある。

現在想定では、高潮被害の発生頻度の高い瀬戸内海沿岸において、本県を通過した既往最大規模の台風（枕崎台風等）が、最悪のコースを通過した場合を想定し、高潮の潮位を定めている。

◇想定台風

*昭和20年台風第16号（枕崎台風）(969.8hPa)

<人的被害>

死者427人、行方不明者274人、負傷者283人

<住家被害>

全壊1,831棟、半壊2,760棟

床上浸水12,679棟、床下浸水18,442棟

*平成3年台風第19号（りんご台風）(947.0hPa)

<人的被害>

死者6人、負傷者239人

<住家被害>

全壊35棟、半壊650棟

床上浸水520棟、床下浸水2,835棟

◇台風進路

*両台風が実際の経路を通過した場合と両台風の経路を入れ替えた場合をベースに、経路を少しずつずらして計算を行い、対象地点で最大の潮位偏差となる経路を想定

◇高潮の想定潮位

*対象地点で最高となる潮位を基に浸水予測区域を設定

最高値：5.49m（山陽小野田市埴生）

2 想定される災害の姿等

(1)高潮潮位

ア 堤防の整備

県が管理する護岸や堤防は、山口県高潮対策検討委員会の提言(H12.7)を受けた潮位により整備を進めており、現時点での堤防等の整備率は約60%である。従って、今後も県内沿岸部各地で高潮被害発生の可能性は十分考えておく必要がある。

イ 想定台風

近年、非常に強い台風の数が増えている。現在、枕崎台風等をハザードマップの想定台風として考えているが、それ以上に強大な台風の来襲も将来的には考えておく必要がある。

ウ 内水はん濫への対応

豪雨と高潮の同時発生、またこれによる内水はん濫という最悪のシナリオも考えておく必要がある。

水門の閉鎖により増水し、排水不良等による内水はん濫が発生するケースが多いことから、水門の開閉等のタイミングに配慮が必要である。

エ 防波堤の老朽化

他県では堤防等が高潮で倒壊して死者が出た事例もあり、本県でも堤防等の老朽化が進んでいる可能性があるので高さだけでは安心できない。

オ 日本海沿岸の高潮

日本海沿岸には小規模な海面水位上昇で浸水する地域が多い。台風の吹き返しにより日本海沿岸でも潮位の上昇（高潮）が考えられるので、日本海沿岸で標高の低い地域は十分注意する必要がある。

(2)ハザードマップ

本県の高潮ハザードマップは、過去大きな被害を生じた平成11年台風第18号の潮位を上回る非常に高い潮位を想定しているが、実際の高潮災害では、更にそれを超えることもあり得ることを住民に十分周知する必要がある。また、ハザードマップの表示にイメージが固定されないような、柔軟な対応ができるハザードマップ活用法の啓発が必要である。

山口県地域防災計画本編修正（案）新旧対照表

現 行	修 正（案）
<p>【第1編 総則】 第2章 県土と自然災害 (追加)</p> <p>第3節 事故災害 (略)</p>	<p>第3節 高潮災害 <u>別紙2のとおり</u></p> <p>第4節 事故災害 (略)</p>
<p>【第2編 災害予防計画】 第6章 災害応急体制の整備 第1節 職員の体制 第1項 県 (追加)</p> <p>第2節 防災関係機関相互の連携体制 第3項 応援機関の活動体制の整備 (追加)</p> <p>第4項 災害対策本部における連携 1 救出・救助機関 大規模災害が発生した場合、(略)、災害現場における連携方法の調整、迅速な意思決定等を支援する。</p> <p>第4節 海上保安部・署との連携体制</p>	<p>6 業務継続計画（B C P）の策定等 <u>県は、大規模災害が発生し、県庁が被災した場合でも、発災直後からの災害対応業務や優先度の高い通常業務を適切に実施できるよう、業務継続計画（B C P）を策定し、市町においても市町自体が被災した場合に備えて業務継続計画（B C P）の作成をするよう助言する。</u></p> <p>4 大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点の整理を行うとともに、高潮や津波被害を想定し、新たに内陸部に活動拠点を確保する。</p> <p>1 救出・救助機関 <u>大規模災害が発生した場合、(略)、災害現場における連携方法の調整、迅速な意思決定等を支援する。また、県は、災害現場において、各部隊の現場責任者による現地活動連絡本部を設置し、関係機関が一元的に活動できるよう、情報の共有に努める。</u></p>

県は、(略)、海上保安部・署との間の連携体制を整備しておく。

県は、(略)、海上保安部・署との間の連携体制を整備しておく。また、
県及び市町は、海上保安庁が洋上で救助した傷病者を迅速に医療機関まで搬送できるよう、消防等とヘリコプター離着陸場等を確保しておくとともに、大型巡視船からの救急搬送も想定し、消防防災ヘリ等による着船訓練の実施に努める。

第7章 避難予防対策

第2節 県のとるべき措置

2 市町を越えた避難場所の設置の必要が生じた場合の相互利用について、調整指導を行う。

2 大規模災害時に市町域を越えて避難する住民のための避難所（広域避難所）を確保するため、県立学校等の県有施設を県があらかじめ選定するとともに、各施設において円滑な運営に向けた訓練等を行うよう努める。また、市町の避難場所の相互利用について、調整指導を行う。

第4節 応急仮設住宅の建設及び住宅の提供

3 公営住宅等の空家状況を常に把握し、(略)
(追加)

3 公営住宅及び民間賃貸住宅等の空家状況を常に把握し、(略)

4 民間賃貸住宅の災害時の活用については、業界団体との協定の締結に努める。

第8章 救助・救急、医療活動

第1節 救助・救急活動

第1項 県

5 定期的な連絡会議等の開催や連絡調整窓口の設置、共同の防災訓練を実施するなど、平常時からの防災関係機関との連絡体制を確立する。

5 定期的な連絡会議等の開催や連絡調整窓口の設置、医療関係者も加え、共同で実践的な防災訓練を実施するなど、平常時からの防災関係機関との連絡体制を確立する。

6 (略)
(追加)

6 (略)

7 高潮や洪水災害に備え、急流などにおける救助に有効な流水・洪水救助技術（スイフトウォーターレスキュー）の普及を図る。

7 (略)
8 (略)
9 (略)
10 (略)

8 (略)

9 (略)

10 (略)

11 (略)

第2節 医療活動

第1項 医療救護活動体制の確立

1 県

(追加)

(追加)

4 県民 (略)

第12章 ボランティア活動の環境整備

第3節 ボランティアの登録

【一般ボランティアの登録】

県及び市町ボランティアセンターは、災害時における一般ボランティアの登録をあらかじめ行い、(略)

【専門ボランティアの登録】 (略)

第4節 ボランティア支援体制の整備

第1項 ボランティア活動支援マニュアルの作成

県は、(略)、ボランティア活動支援のためのマニュアル等を作成する。

1 県

(17) 平時において、医療機関の協力を得ながら、DMATの増強を図るとともに、DMAT以外においても災害医療に精通した医療従事者の育成を図る。

(18) 災害時にDMATが迅速に出動できるよう、平時から、県と各DMAT指定病院において、災害時の連絡窓口、指揮系統を確立する。

(19) 医師ができるだけ治療に専念できるよう、救急救命士等の消防職員等に対し、DMATに準じた災害医療に係る知識等の習得と連携活動システムを構築する。

4 災害拠点病院

(1) 県内や全国各地から参集するDMAT等の活動拠点としての機能が十分発揮できるよう、医療関係機関相互の連絡体制を整備する。

(2) 災害急性期における機能の充実を図るため、通信設備や応急資材を整備する。

(3) 大規模災害時の医療救護活動の長期化に対応できるよう、県や市町、関係団体と連携した食料、水、燃料等のライフラインを維持する体制を整備する。

5 県民 (略)

【ボランティアの登録】

県及び市町ボランティアセンターは、災害時におけるボランティアの登録をあらかじめ行い、(略)

(削除)

県及び県ボランティアセンターは、災害時におけるボランティア活動が、円滑かつ効率的に行えるよう、大規模災害時や市町ボランティアセンターが被災した場合も想定しつつ、広域的な支援体制の整備を含めた

第2項 支援体制の確立

県及び市町は、(略)、必要な連携体制等について検討を行う。

ボランティア活動支援のためのガイドライン等を作成する。

第5節 ボランティアセンターの体制強化

県及び市町は、(略)、その支援に努める。

県及び県ボランティアセンターは、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合に備え、あらかじめ、適当なブロックごとに、ボランティア活動のコーディネートの支援拠点となる広域支援センターを定めるなど、必要な連携体制等について検討を行う。

第15章 火災予防対策

第1節 一般火災予防計画

第1項 火災予防対策の推進

2 災害に強いまちの形成

(1) 国及び地方公共団体は、(略)、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、(略)

県及び市町は、(略)、その支援に努める。

また、県ボランティアセンターは、県内のボランティアセンターのみによる対応が困難な大規模災害等に備え、近隣県のボランティアセンター等との相互支援ネットワークの形成に努める。

2 災害に強いまちの形成

(1) 国及び地方公共団体は、(略)、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための市街地開発事業等の面的整備や地区計画の策定等による整備、(略)

【第3編 災害応急対策計画】

第1章 応急活動計画

第1節 県の活動体制

第4項 班の編成及び掌握事務

部	班	担当課	部の所掌事務
総務部	本部室	防災危機管理課	1 県防災会議関係機関との連絡に関すること。 2 各部の災害対策の連絡調整に関すること。 3 本部員会議に関すること。 4 地方本部との連絡調整に関すること。 5 地域行政連絡協議会の調整連絡に関すること。 6 気象に関する情報の収集に関すること。 7 防災行政無線（地上系・衛星系）の確保、管理運営に関すること。 8 市町の異常情報、報告事項の取りまとめに関すること。 9 各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関すること。 10 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の所管事項に係る被害状況、応急対策その他の情報の収集に関すること。 11 応援要求の調整に関すること。 12 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 13 危険物、高圧ガスの保安対策に関すること。 14 消防応援の調整に関すること。 15 内閣府、消防庁等に対する災害報告に関すること。 16 政府、国会等の災害視察者の対応に関すること。 17 庁内電話の管理に関すること。 18 災害ボランティアの育成等に関すること。 19 その他災害対策に関する事務で他部に属さない事項。
職員	人事課 給与厚生課		20 職員の非常勤員に関すること。 21 職員の派遣要請に関すること。 22 被災職員の救済に関すること。 23 職員の食料等の確保に関する事務。
税務	税務課		24 県税の減免、徴収猶予等の措置に関する事務。
財産管理	管財課		25 県有施設の総括的な管理等に関する事務。 26 県有財産（他に掲げる施設を除く）の被害調査に関する事務。 27 県庁来庁者の避難誘導、保護安全対策に関する事務。
学事文書	学事文書課		28 山口県立大学及び私立学校等における災害予防、応急対策及び応急復旧に関する事務。 29 災害関係文書の処理に関する事務。
協力班	岩国基地対策室		30 当該課、室の災害対策関連事務の処理。 31 部内の各班、他部の応援に関する事務。

部	班	担当課	部の所掌事務
総務部	本部室	防災危機管理課	1 県防災会議関係機関との連絡に関する事務。 2 各部の災害対策の連絡調整に関する事務。 3 本部員会議に関する事務。 4 地方本部との連絡調整に関する事務。 5 地域行政連絡協議会の調整連絡に関する事務。 6 気象に関する情報の収集に関する事務。 7 防災行政無線（地上系・衛星系）の確保、管理運営に関する事務。 8 市町の異常情報、報告事項の取りまとめに関する事務。 9 各部からの災害情報及び被害報告の取りまとめに関する事務。 10 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の所管事項に係る被害状況、応急対策その他の情報の収集に関する事務。 11 応援要求の調整に関する事務。 12 自衛隊の災害派遣要請に関する事務。 13 危険物、高圧ガスの保安対策に関する事務。 14 消防応援の調整に関する事務。 15 内閣府、消防庁等に対する災害報告に関する事務。 16 政府、国会等の災害視察者の対応に関する事務。 17 庁内電話の管理に関する事務。 18 各機関のヘリコプターの航空運用調整に関する事務。 19 大規模災害時における市町行政機能支援の総合調整に関する事務。 20 災害ボランティアの育成等に関する事務。 21 その他災害対策に関する事務で他部に属さない事務。
職員	人事課 給与厚生課		22 職員の非常勤員に関する事務。 23 職員の派遣要請に関する事務。 24 被災職員の救済に関する事務。 25 職員の食料等の確保に関する事務。
税務	税務課		26 県税の減免、徴収猶予等の措置に関する事務。
財産管理	管財課		27 県有施設の総括的な管理等に関する事務。 28 県有財産（他に掲げる施設を除く）の被害調査に関する事務。 29 県庁来庁者の避難誘導、保護安全対策に関する事務。
学事文書	学事文書課		30 山口県立大学及び私立学校等における災害予防、応急対策及び応急復旧に関する事務。 31 災害関係文書の処理に関する事務。
協力班	岩国基地対策室		32 当該課、室の災害対策関連事務の処理。 33 部内の各班、他部の応援に関する事務。

交通運輸対策	交通運輸対策室	2 鉄道の輸送確保等についての要請に関すること。
--------	---------	--------------------------

交通運輸対策	交通運輸対策室	2 鉄道、航空機、フェリー、バス等の輸送確保等についての要請に関すること。
--------	---------	---------------------------------------

第4章 救助・救急、医療等活動計画

第1節 救助・救急計画

第1項 救助・救急の実施

1 実施機関

県

(追加)

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)

第6章 消防防災ヘリコプターによる災害応急対策

(追加)

1 実施機関

県

(1) 消防、警察、自衛隊、海上保安庁、D M A T 等の救助・救急機関が災害現場において、情報を共有し一元的に活動できるよう、各部隊の現場責任者や県災害対策本部からの派遣職員で構成する「現地活動連絡本部」を設置する。

- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)

第2節 活動拠点

1 活動拠点の設置

災害時に多数のヘリコプターが混乱することなく、安全かつ効率的に活動できるよう、発災後、直ちに、ヘリベース(ヘリ運用に関する調整や安全管理、機体整備等を行う拠点)及びフォワードベース(被災地近傍で燃料や装備、物資等の補給点となる前進基地)を設置するものとする。

2 活動拠点の整備

- (1) 県は、ヘリベースである山口宇部空港の機能強化を図るとともに、高潮等の被災に備え、代替ヘリベースの確保、整備に努めるものとする。
- (2) 県及び市町は、災害類型に応じたフォワードベースの確保、整備に努めるものとする。

第3節 活動内容 (略)

第2節 活動内容 (略)

第3節 応援要請（略）
第4節 各機関への出動要請（略）
第5節 航空機の安全対策

大規模災害が発生した場合、救援等のための多数のヘリコプターが現地で活動し、周辺空域が輻輳するため航空機の安全が問題となる。このため、県は自衛隊に災害派遣を要請し、資機材、人的支援など自衛隊の協力を得て、空港事務所と連携の上、救援機等の調整を実施する。

第7章 応援要請計画
第1節 相互応援協力計画
第2項 防災関係機関相互協力
1 相互協力体制
(2) 県がとる相互協力措置
(追加)

第3項 応援協定
1 地方公共団体の応援協定
(追加)

第8章 緊急輸送計画
第1節 緊急輸送ネットワークの整備
第3項 広域輸送拠点の整備

1 県は、（略）、一時保管並びに各地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点としての広域輸送基地を次のように定める。

第4節 応援要請（略）
第5節 各機関への出動要請（略）
第6節 航空機の効率的運用と安全対策

大規模災害が発生した場合、救援等のため多数のヘリコプターが現地で活動し、周辺空域が輻輳するため航空機の効率的な運用と安全確保が問題となる。このため、県は各機関のヘリ運用を一元的に調整する航空運用調整班を設置し、ヘリの性能等に応じた役割分担など、ヘリの効率的運用を図る。また、県は自衛隊に災害派遣を要請し、資機材、人的支援など自衛隊の協力を得て、空港事務所と連携の上、救援機等の調整を実施する。

ク 大規模災害時に、迅速かつ円滑に被災市町の業務支援が行えるよう、職員の勤務地等を考慮し、あらかじめ派遣する地域を定めておくなど、職員派遣の仕組みを整備する。

1 地方公共団体の応援協定
(3) 県及び市町相互応援協定
県内で災害が発生した場合、被災した市町のみでは十分な応急措置等ができない場合に備え、県及び県内市町が迅速かつ円滑な応援を行えるよう、山口県及び県内市町相互間の災害時応援協定を締結している。

1 県は、（略）、一時保管並びに各地域内輸送拠点への積替・配分等の拠点としての広域輸送基地を次のように定める。また、高潮や液状化等による沿岸地域の広域輸送拠点の被災等に備え、バックアップのための施設・用地を県内陸部を中心に確保し、拠点ヤードとして活用

第10章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画

第3節 生活必需品等の供給計画

第1項 生活必需品等の供給体制

2 生活必需品等の確保

(1) 備蓄、調達体制

(追加)

4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

(2) 県

(追加)

5 輸送体制

(2) 県

(追加)

第12章 応急住宅計画

第1節 応急仮設住宅の供与

第3項 公営住宅・民間借家の確保

2 民間住宅の確保

(1) 被害状況等によっては、民間賃貸住宅を救助法の仮設住宅として借上げる必要も生じることから、(略)

(追加)

(2) (略)

3 公的宿泊施設の確保

公的宿泊施設は施設整備が整っており、食事等についても確保されていることから、高齢者、障害者等の一時収容先として確保に努める。

する。

2 生活必需品等の確保

(1) 備蓄、調達体制

オ 個人からの支援物資については、持ち込まれる物資の規格等を統一し、搬入・搬出作業の効率化を図るため、受入品目・梱包・規格・表示等に関する指針を作成し、十分な周知を行うものとする。

4 生活必需品等の集積地及び輸送拠点

(2) 県

ウ 県は被害想定に応じ活用する広域輸送拠点をあらかじめ選定しておくとともに、各基地における搬入・搬出手順等を定めておく。

5 輸送体制

(2) 県

エ 大規模災害時には、必要に応じ、広域輸送拠点における支援物資の集配業務を民間の輸送関係業者に委託する。

2 民間住宅の確保

(1) 被害状況等によっては、民間住宅を救助法の仮設住宅として借上げる必要も生じることから、(略)

(2) 民間賃貸住宅の確保に関しては、業界団体に協力を求めることがある。

(3) (略)

3 旅館ホテル等の宿泊施設の確保

旅館ホテル等の宿泊施設は施設整備が整っており、食事等についても確保されていることから、旅館組合等との協定の締結により、高齢者、障害者等災害時要援護者の一時収容先として確保に努める。

第15章 災害時要援護者支援計画

第1節 避難誘導・避難所の管理等

第2項 避難所の設置・運営

1 避難所の管理

(3) 避難所において、(略)、良好な生活環境の確保や健康状態の把握に十分配慮する。

また、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。

1 避難所の管理

(3) 避難所において、(略)、良好な生活環境の確保や精神的なケア等も含め、健康状態の把握に十分配慮する

また、女性や子育てのニーズを踏まえた避難所運営など、災害時要援護者や女性の視点等に配慮するものとする。

第16章 ボランティア活動支援計画

第1節 一般ボランティアの支援体制

【県（県民生活課、厚政課、健康福祉センター）、(略)、県・市町ボランティアセンター】

第1項 県、市町ボランティアセンターの対応

1 救援センターの設置

県ボランティアセンターに救援センターを設置し、現地センターが救援活動に専念できるよう、県・市町災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。

(1) ボランティアの登録・参加要請

(2) ボランティアのコーディネート、現地センターへの派遣

(3) (略)

(4) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・集積等

(追加)

1 県災害ボランティアセンターの設置

県ボランティアセンターに県災害ボランティアセンターを設置し、市町災害ボランティアセンターが救援活動に専念できるよう、県・市町災対本部との連携を図りながら、必要な支援を行う。また、複数の市町にまたがる大規模かつ広域的な災害が発生した場合には、必要に応じ、当該ブロックごとに、市町災害ボランティアセンターの活動を支援する広域支援センターを設置し、必要な支援を行う。

(1) ボランティアの参加要請及び派遣

(2) ボランティアコーディネーター等の応援要請及び派遣

(3) (略)

(4) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等

(5) その他関係団体、N P O等による救援活動の支援調整など

2 現地センターの設置

被災地に近接するブロック中核ボランティアセンターに、ボランティア活動の第一線の拠点として現地センターを設置し、被災市町災対本部と連携を図りながら、被災地でのボランティアの活動支援を行う。

2 市町災害ボランティアセンターの設置

被災地又は近接する市町のボランティアセンターに、ボランティア活動の第一線の拠点として市町災害ボランティアセンターを設置し、被災市町災対本部と連携を図りながら、被災地でのボランティアの活動支援を行う。また、大規模かつ広域的な災害が発生し、当該市町ボランティアセンターが被災等によってその機能が十分に発揮できない場合には、必要に応じ、他の市町ボランティアセンターとの災害ボラ

(1) (略)

(追加)

(2) 具体的な活動内容の指示

(3) (略)

3 その他の市町ボランティアセンター

被災地以外の市町ボランティアセンターは、救援センター、現地センターへ必要な支援を行う。

(1) 県内ボランティアの登録・派遣及びコーディネート

(2) (略)

(3) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・集積等

第2項 やまぐち県民活動支援センター、市町における活動支援センターの対応

やまぐち県民活動支援センター、市町における活動支援センターは、(略)

第3項 県、市町の対応

災対本部にボランティア担当窓口を設置し、救援センター、現地センターと一体となって、ボランティアの活動支援を行う。

1 県の対応

(1) 国、他県、市町、やまぐち県民活動支援センター、救援センター、各応急対策部との連絡調整

(2) ~ (3) (略)

(4) 活動拠点の確保、資機材の調達・提供等
(追加)

2 市町の対応

(1) 県、現地センター、各応急対策部との連絡調整

(2) ~ (4) (略)

(追加)

ンティアセンターの共同設置や民間支援組織との協働運営を図るなど、適切な活動支援体制の構築に努める。

(1) (略)

(2) ボランティアの募集及び受付

(3) ボランティアのマッチング及び具体的な活動内容の指示

(4) (略)

3 その他の市町ボランティアセンター

被災地以外の市町ボランティアセンターは、県災害ボランティアセンター及び市町災害ボランティアセンターへ必要な支援を行う。

(1) 県内ボランティアの参加要請

(2) (略)

(3) ボランティア活動に必要な資機材等の調達・輸送等

やまぐち県民活動支援センター、市町民活動支援センターは、(略)

災対本部にボランティア担当窓口を設置し、県災害ボランティアセンター、市町災害ボランティアセンターと一体となって、ボランティアの活動支援を行う。

1 県の対応

(1) 国、他県、市町、やまぐち県民活動支援センター、県災害ボランティアセンター、各応急対策部との連絡調整

(2) ~ (3) (略)

(4) 広域的な活動拠点の確保、資機材の調達・提供等

(5) その他災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

2 市町の対応

(1) 県、市町災害ボランティアセンター、各応急対策部との連絡調整

(2) ~ (4) (略)

(5) その他市町災害ボランティアセンターの運営や活動に対する必要な支援

(追加)

第17章 応急教育計画

基本的な考え方

(略)

幼稚園、小中学校、高等学校、専修学校、(略)

第1節 文教対策

第2項 児童生徒等の安全対策

取り組みの主な視点

- ア 様々な災害を想定した安全教育の年間指導計画の作成
- イ (略)
- ウ 教職員に対する安全教育の充実
- エ (略)
- オ 家庭・地域社会との連携を一層密にした安全教育指導と体制づくり
- カ 集団生活を行ううえでの基本的生活習慣の確立と自主性の涵養
- キ 災害に対する年齢相応のボランティア活動の推進
- ク 学級活動（ホームルーム活動）等において、自他の生命を尊重する態度を育成し、安全な生活態度や慣習の確立

1 応急対策

県及び市町教育委員会は、所管する学校について、(略)

(1) 事前対応

- ア 学校における災害応急対策計画の策定指導
県及び市町教育委員会は、(略)、保護者に周知するよう指導する。

応急対策計画の主な項目

な支援

第4項 関係団体、N P O 法人、民間企業等の対応

ボランティアや県・市町災害ボランティアセンターの円滑な活動を支援するため、専門人材の派遣や資機材の提供など、必要な支援を行うとともに、平時からの連携体制の構築に努める。また、民間企業等においては、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できるかぎり配慮に努める。

基本的な考え方

(略)

幼稚園、小中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校、(略)

取り組みの主な視点

- ア 様々な災害を想定した学校安全計画の充実
- イ (略)
- ウ 安全に関する職員研修の充実
- エ (略)
- オ 家庭・地域社会との連携強化
- カ ボランティア活動の推進
- キ 自他の生命を尊重する態度の育成
- ク 安全な生活態度や習慣の確立

1 応急対策

県及び市町教育委員会は、所管する学校における、(略)

(1) 事前対応

- ア 学校における災害応急対策計画の策定指導
県及び市町教育委員会は、(略)、保護者等に周知するよう指導する。
県教委及び市町教委は、上記について校長又は園長（以下「校長」という。）に指導する。

応急対策計画の主な項目

- (ア) 学校の防災組織と教職員の任務
- (イ) 勤務時間外における連絡、非常招集の方法
- (ウ) 情報活動（情報組織、情報の収集、伝達、広報活動）
- (エ) 関係機関（県・市町教育委員会、警察署、消防署（団））及び保護者への連絡体制
- (オ) 避難誘導（避難先、避難ルート、避難時刻、避難誘導責任者、避難方法、避難先での留意事項）
- (カ) 実験・実習中の対策
- (キ) 火元の遮断と初期消火活動
- (ク) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (ケ) 応援活動（被災者への応援協力）
- (コ) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- (サ) 特別支援学校及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿生への食料、飲料水の確保等）
- (シ) 避難誘導（在校時、登下校時、校外（屋内・屋外））
- (ア) 防災組織・情報伝達（組織の役割分担）
- (イ) 参集体制（災害種別、勤務時間外等における連絡・参集の体制）
- (ウ) 情報収集（気象情報（警報等）に基づく情報の収集・伝達）
- (エ) 休校等の決定（休校（自宅待機）の決定、報告）
- (オ) 連絡体制（県・市町教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者等への連絡体制）
- (カ) 避難指示及び避難誘導（避難場所（2次避難場所）、避難ルート、避難方法、在校時・登下校時・休日等の状況に応じた避難誘導）
- (キ) 実験・実習中の対策
- (ク) 火元の遮断と初期消火活動
- (ケ) 救護活動（児童生徒等、避難者）
- (コ) 避難所の開設・運営（市町との連絡体制・初動対応）
- (サ) 児童生徒等登下校方法及び保護者への引渡し方法
- (シ) 特別支援学校及び寄宿舎を有する学校における対策（避難方法、保護者への連絡方法、引渡し方法、登下校時の対応、寄宿生への食料・飲料水の確保等）

イ 防災訓練の実施

校長は、災害時に迅速的確な対応がとれるよう、(略)

ウ 学校で行う訓練

エ 気象情報の収集

(略)

また、台風等事前に襲来が予測される場合の休校については、児童、生徒の登校前、遅くとも午前7時頃までに決定連絡するよう努める。
(略)

(2) 災害時の対応

ア～イ (略)

【校長】 (略)

(追加)

イ 防災訓練の実施

校長等は、児童生徒等が災害時に迅速的確な対応がとれるよう、(略)

ウ 学校で行う訓練（県立学校は毎学期1回以上の実施）

エ 気象情報の収集

(略)

また、台風等事前に襲来が予想される場合の休校又は自宅待機については、児童、生徒の登校前、遅くとも午前6時までに決定し、連絡することとする。

(2) 災害時の対応

ア～イ (略)

【校長】 (略)

【県教育委員会及び市町教育委員会】

ア 各学校等の応急教育計画の作成にあたり、県教委及び市町教委は、

(3) 災害復旧時の対応

ア～エ (略)

【校長】

ア 校長は、(略)、教育再開に向けての態勢を整備する。

第3項 児童生徒等の援助

3 学校給食の確保

(1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助
(追加)

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

(追加)

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

(追加)

所管する学校を指導助言及び支援する。イ 災害が大規模または広域にわたるため、下記(4)イに記述する「学校施設の被害に応じた施設確保の基準」による授業再開が必要な施設の確保について市町教委での対応が困難な場合は、必要に応じて県教委及び市町教委による対策チーム(リーダー：義務教育課)を設置し、異校種間の調整や市町域を超える対応等について速やかに検討し、対応を決定する。ウ 県教委及び市町教委は、公民館等の学校施設として代替可能な公共施設の状況(収容人数、教育設備・備品の状況や通学手段の有無等)について、あらかじめ把握しておくこと。

(3) 災害復旧時の対応

ア～エ (略)

【校長】

ア 校長は、(略)、教育活動再開に向けての態勢を整備する。

3 学校給食の確保

(1) 災害時における給食物資の確保措置

ア 学校給食用施設設備の被害状況の把握と指導援助

学校または共同調理場の設置者は、調理施設、洗浄用機器、水道施設、排水施設、食器等の学校給食用施設設備について、被害状況(規模及び程度)を把握し、県教委または市町教委へ報告する。県教委及び市町教委は、施設設備の確保を図るため、必要な措置を実施し又は指導助言を行う。

イ 保管倉庫の安全措置と水漏れ等の防止等

学校または共同調理場の設置者は、冷凍用倉庫をはじめとする食材用保管庫について、電気系統を含めた機能の維持を確認する。また、倉庫、学校給食用施設の天井、壁面、床面等からのガス・水漏れの有無について確認を行い、水漏れのある場合は、これを防止するための措置をとる。

ウ 被害状況の確実な把握及び物資の調達措置

学校または共同調理場の設置者は、平時から学校給食施設に保存し

(2) 応急給食の実施

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理
(追加)

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理
(追加)

ウ 調理従業者の確保及び健康診断
(追加)

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整
(追加)

(追加)

てある給食物資（食材）について、給食での使用が可能か把握する。

また、学校給食会等の食材納入業者に、食材の調達に支障が生じていないか確認し、調達が困難な場合は他の食材納入業者等に協力を求めるなどの措置を講じる。

(2) 応急給食の実施

ア 給食施設設備の安全点検及び衛生管理

学校は、給食施設設備の破損、部品の欠損及び動作について安全点検を行うとともに、学校給食衛生管理基準に基づく施設設備の清掃及び洗浄消毒を行う。

イ 給食材料の衛生管理、調理等における完全熱処理

学校は学校給食衛生管理基準に基づく十分な衛生管理及び加熱調理を行う。なお、給食用食器の不足が生じた場合は、使い捨ての紙コップ、紙皿を使用するなど、衛生管理に留意する。

ウ 調理従業者の確保及び健康診断

市町教委は調理業務委託業者との連携等により、応急給食の実施に必要な調理業者を確保する。また、調理従業者については、検便を実施するなど所要の健康診断を行い、食中毒の防止に十分留意する。

エ 学校給食と被災者炊き出しとの調整

学校は学校給食衛生管理基準に基づき、施設設備の清掃及び洗浄消毒の徹底に努めるなど、衛生管理に留意する。特に、被害のあった炊き出しへの協力などのため調理従事者以外が使用した場合については、十分留意する。

(3) 大規模・広域災害への対応

ア 災害が大規模または広域にわたり、単一の学校または市町で対応できない場合は、県教委及び市町教委による対策チーム（リーダー：学校安全・体育課）を設置し、当該チームにおいて応急給食に係る全県的な対策を速やかに検討し、対応を決定する。

イ 県教委及び市町教委は、各学校及び共同調理場の調理能力（提供可能な最大食数等）及び配送可能近隣校、代替可能給食施設の有無等について、あらかじめ把握しておくこと。

4 児童生徒等に対する就学援助

(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助
イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、校外活動費、通学費、体育実技用具費、クラブ活動費、
新入学児童生徒学用品費、修学旅行費

4 児童生徒等に対する就学援助

(1) 被災による生活困窮家庭の児童、生徒に対する就学援助
イ 援助措置の内容

(ア) 児童、生徒に対する援助の種類

学用品費、通学用品費、校外活動費、体育実技用具費、新入学児童
生徒学用品費、修学旅行費、通学費、学校給食費、医療費、クラブ活
動費、生徒会費、P T A会費

第3節 高潮災害

本県で起こりうる大規模災害として、広域的に多数の市町で被害が発生し、大量の人的・物的被害をもたらす災害類型は、大別すれば、地震及びそれに伴う津波災害と、周防高潮と呼ばれる本県の地勢的特性から大きな被害をもたらす高潮災害の2つであると考えられる。

こうしたことから、本県において起こり得る大規模・広域災害として、高潮など5つの災害類型について、大規模災害対策検討委員会において、想定される災害の規模や被害の状況を示すとともに、想定する上での留意点及び継続的に検討すべき点について、検討結果をとりまとめた。

第1項 山口県のハザードマップにおける想定潮位

本県の瀬戸内海（周防灘）沿岸は、対岸距離が長く、入り江、湾形の多い南向きの海岸であるため、台風時における高潮、高波の被害を受けやすい。また、周防灘西部では、南～南東の強風が吹くと、吹き寄せられた海水が閻門海峡によってせき止められるため、高潮が大きくなる傾向がある。

現在想定では、高潮被害の発生頻度の高い瀬戸内海沿岸において、本県を通過した既往最大規模の台風（枕崎台風等）が、最悪のコースを通過した場合を想定し、高潮の潮位を定めている。

◇想定台風

*昭和20年台風第16号（枕崎台風）（969.8hPa）

<人的被害>

死者427人、行方不明者274人、負傷者283人

<住家被害>

全壊1,831棟、半壊2,760棟

床上浸水12,679棟、床下浸水18,442棟

*平成3年台風第19号（りんご台風）（947.0hPa）

<人的被害>

死者6人、負傷者239人

<住家被害>

全壊35棟、半壊650棟

床上浸水520棟、床下浸水2,835棟

◇台風進路

*両台風が実際の経路を通過した場合と両台風の経路を入れ替えた場合をベースに、経路を少しずつずらして計算を行い、対象地点で最大の潮位偏差となる経路を想定

◇高潮の想定潮位

*対象地点で最高となる潮位を基に浸水予測区域を設定

最高値：5.49m（山陽小野田市埴生）

第2項 想定される災害の姿等

1 高潮潮位

(1)堤防の整備

県が管理する護岸や堤防は、山口県高潮対策検討委員会の提言(H12.7)を受けた潮位により整備を進めしており、現時点での堤防等の整備率は約60%である。従って、今後も県内沿岸部各地で高潮被害発生の可能性は十分考えておく必要がある。

(2)想定台風

近年、非常に強い台風の数が増えている。現在、枕崎台風等をハザードマップの想定台風として考えているが、それ以上に強大な台風の来襲も将来的には考えておく必要がある。

(3)内水はん濫への対応

豪雨と高潮の同時発生、またこれによる内水はん濫という最悪のシナリオも考えておく必要がある。

水門の閉鎖により増水し、排水不良等による内水はん濫が発生するケースが多いことから、水門の開閉等のタイミングに配慮が必要である。

(4)防波堤の老朽化

他県では堤防等が高潮で倒壊して死者が出た事例もあり、本県でも堤防等の老朽化が進んでいる可能性があるので高さだけでは安心できない。

(5) 日本海沿岸の高潮

日本海沿岸には小規模な海面水位上昇で浸水する地域が多い。台風の吹き返しにより日本海沿岸でも潮位の上昇（高潮）が考えられるので、日本海沿岸で標高の低い地域は十分注意する必要がある。

2 ハザードマップ

本県の高潮ハザードマップは、過去大きな被害を生じた平成11年台風第18号の潮位を上回る非常に高い潮位を想定しているが、実際の高潮災害では、更にそれを超えることもあり得ることを住民に十分周知する必要がある。また、ハザードマップの表示にイメージが固定されないような、柔軟な対応ができるハザードマップ活用法の啓発が必要である。